

令和2年度第2回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会

- 1 日時 令和3年1月13日(水) 15:00~16:30
- 2 場所 県庁新館4階 教育委員会室
- 3 出席者 山本委員長、柴原委員、佐藤委員、住本委員
事務局：県教育委員会事務局幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室

4 会議概要

(事務局)

定刻となりましたので、ただ今から「第2回 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」を開催いたします。開会にあたりまして、滋賀県教育委員会、幼小中教育課、生徒指導いじめ対策支援室室長加藤が御挨拶申し上げます。

■次第1 開会

(室長)

皆様こんにちは。生徒指導・いじめ対策支援室、室長、加藤でございます。本日は大変お忙しいところ、また、コロナ禍における緊急事態宣言が発出されるなどお出にくい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、前年度調査いただいた事案の調査結果に基づいて、これまでに教育委員会といたしましては、組織対応の問題、SNSのいじめの問題、「いじり」はいじめであること等について、管理職・生徒指導担当・教育相談担当を対象にした研修会等で指導してまいりました。引き続き、機会をとらえて粘り強く指導を重ねていきたいと思っております。

本日は、第1回に引き続き、中途退学を防止するための効果的な取組についてと、アンケートの形骸化の問題、いじめに関する効果的なアンケートの実施について御議論いただこうと考えております。限られた時間ではございますが、委員の皆様には忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

このような時期でございますので、短時間での開催とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

(事務局)

続きまして資料の説明をさせていただきます。本日はA4一枚もの、次第。資料といたしまして24ページを左上ホッチキス止めしたものの表紙に資料と書いたものが1冊。追加をしました、A4一枚もの資料3というキャプチャーの絵の描いたものが1枚でございます。

先ほどから繰り返しになりますが、お願いでございます。議事録の作成のためにマイクセットを利用させていただきますので、御発言の際はマイクを御利用していただいきまようをお願いいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議事に入らせていただきます。これより進行を委員長をお願いいたします。

(委員長)

それではこれより私の方で進行させていただきます。議事進行に御協力を願います。時間も限られておりますので、早速議題に入っていきます。

◆次第2 調査委員会の成立について

(委員長)

議題に入る前に、調査委員会の成立について確認します。当調査委員会は調査委員会条例第7条第3項の規定により、委員の半数以上の出席により成立いたします。本日は、1名欠席しておりますけれども委員4名の御出席をいただいておりますので、調査委員会は成立することを報告させていただきます。なお途中で委員の1名が退席されるというふうにお聞きしておりますけれども、残りの3名がおりますので、成立することは変わりがないということで確認させていただきます。

◆次第3 会議の公開・非公開について

(委員長)

続きまして、本日の会議の公開・非公開について確認します。本日の会議は、運営要領第5条第1項、同条第2項の規定により、公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(委員長)

異議なしとのことですので、本日の会議につきましては、公開とさせていただきます。

◆次第4 議題1「中途退学を防止するための効果的な取組について」

(委員長)

それでは、議題1「中途退学を防止するための効果的な取組について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、中途退学、不登校等の防止・対応のためのガイドラインについて説明をします。資料1を御覧ください。昨年度末に滋賀県立学校いじめ問題調査委員会が出された県立高等学校におけるいじめ重大事態の調査報告書の中で、「中途退学に係る指導のガイドライン等は示されていない。県教委として中途退学に係る有効な指導の方策を検討する必要がある。」と再発防止に向けての提言がされています。この提言を受けて、まず、生徒が不登校になったり、中途退学したりすることを防ぎ、すべての生徒が充実した高校生活を送れるようになるためのガイドラインを考えてみました。1ページ、2ページを御覧ください。まず、「1. 中途退学の防止に向けた基本的な対応」として、入学前後から中学校や関係機関、保護者等と連携して必要な情報を収集し、個別対応が必要な生徒に対しては、個別の指導・支援の計画を立てるなどして合理的な配慮を行い、すべての生徒に対しては学校に適應できるような取組、例えば、実際行われていることですがオリエンテーション等を行うなどして取り組むよう明示したものです。既に程度の差はあれ、どの学校でも行われていることですが、改めて何をやる必要があるのかを整理したところでございます。特に2ページの真ん中あたりに「◎特別な指導・支援の必要な生徒を把握した時の対応」の下の「(4) 個別の指導・支援の実施」のところに書いていることは、既に全学校・教員に配布した「不登校児童生徒への対応」リーフレット、実際には15ページ以降に掲載していますものの要約でございます。再度共通理解を図るために引用しています。特に中途退学に至る不適應は不登校という形で現れることが多く、学校復帰のためには、休みはじめの早期の対応、家庭訪問やケース会議

早期の開催等が必要なので、その重要性をここでは強調しています。詳しいことについては4ページに書いております。こちらが詳細版となっております。

続きまして再度2ページに戻っていただきたいと思いますが、2ページ下の「2. 中途退学の主な理由・背景とそれに応じた対応」について説明いたします。中途退学に至る理由・背景は複雑で、様々な要因が重なり合っており、1つに絞ることは難しいのですが、いくつかの理由・背景に分けてその対応策をまとめてみました。この背景の分類については文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における中途退学の理由に準じています。中途退学に至る学校不適応が起こらないように生徒が学力や居場所等を保持できるように未然防止の取組を進めることが何よりも大事ですが、万が一学校不適応を起こしても、中途退学に至らないようにするために、その理由・背景から対応を考えていくことは意味があることだと考えております。もちろん、この分類による理由・背景とそれに応じた対応策はあくまでも一般的なものを示しているので、生徒や学校の状況に合わせて臨機応変な対応を検討してもらう必要がありますが、対応策を考えていくうえで参考にしてもらいたいと思っています。まずは、理由・背景にいじめが疑われるようなことがないかどうかという視点をもつことが大切であり、もしそのようなことがある場合は、必ずいじめ防止対策推進法等に基づく組織的な対応をする必要がありますので、既に全学校・教員に配布した「いじめ対応リーフレット」、これにつきましては9ページ以降に詳細版を添付しておりますので御確認をお願いします。

もう一度3ページに戻っていただきたいと思いますが。このような対応をしてもどうしても中途退学を選択してしまう場合の、中途退学に向けての手続きについてですが、3ページ下に、「3. 中途退学の手続き」というところに書かしていただいております。「(1) 生徒が中途退学の意思を示した場合の対応」として、関係者会議を開いて対応を協議し、担任や複数の教員が生徒・保護者と何度も面談を行って思いを聞いたり、場合によってはスクールカウンセラーや関係機関の支援を求めたりして、何とかもう一度やり直せないか、もう1回学校へ戻らないかという翻意を促すように組織的に対応していくことが必要であると強調しています。しかし、それでも「(2) 生徒の退学の意思が揺るがない場合の対応」は、さらに関係者会議を開いて今後の対応・退学後の、生徒の進路保障等を協議し、組織的に手続きを進めていくことが求められます。また、滋賀県立学校いじめ問題調査委員会が出された調査報告書の中で、高校中途退学者の実態把握の必要性に言及されています。個人情報等の問題もあって難しいところもありますが、中途退学した子の状況把握は難しいところもございますが、できることなら、できる範囲で生徒・保護者や関係機関と連携して相談になったりすることなどが望ましいということで最後に記載させていただいています。

さらに、本年度の第1回調査委員会の中で委員の方から生徒が高校に入学した段階で、もし本人が困った時にどこに相談したらよいのか(教員やスクールカウンセラーやあるいは場合によっては外部に相談できる場所)ははっきりと明示しておいた方がよいのではないかと御意見をいただきました。そのことは非常に大事なことだと考えておりますので、資料3のような文書を例として考えてみました。これはあくまでサンプル段階ですので、今後さらに御意見等をいただきながら関係機関とも確認しながら、可能ならば学校から生徒に配布・説明する資料として配れるようにしたいと考えています。それでは委員の方々から御意

見をお願いしたいと思います。

(委員長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、何か御質問や御意見などありましたら、委員の方々から御意見をいただきたいと思ひます。

(委員)

そうですね。転学についてですけれども、転学についての記載が、マニュアルの一番最後の、中途退学の手続きの3の②のところに転学の言葉が2つ書いてあるだけで、具体的に通信制にも転学ということがあると思ひます。以前本委員会で行わせてもらったのですけれども、通信制に転学してからうまくいく子って結構いるのですよね。通信制に転学するという選択肢があるということ、やはり情報提供してあげる必要があるという話をさせてもらったと思うのですが、転学の危機が迫ってから通信制を勧めると、見捨てたように受け取られる懸念があるので、できれば入学時の段階で、通信制高校という選択肢もあると情報提供することが望ましいというふうに考えております。このマニュアルのどこにそれを記載するかということですが、4ページからの中途退学の主な理由・背景とそれに応じた対応と、その対応のひとつとして通信制という選択肢を提示するというように記載していただくというのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

(委員長)

事務局から何か。

(事務局)

もちろん学校現場では生徒の状況に応じて早い段階から、そのような話もさせていただくことは、場合によってはあると思ひます。学校にせつかく入学して、在学している生徒については、何とかもう1回、この学校で頑張れないかということ、まず第一に考えるので、転学ということ、あまり早い段階で示していくこと、もう一つ、入学時でしたら最初から別の学校をみたい、なことを、提示していくのは、難しいと思ひております。ただ、委員がおっしゃるように、そういう選択肢を考えたほうが精神的に楽になる生徒、絶対この学校で頑張らなくてはならないとがんじがらめになるよりも、もう少しいろんな選択肢があるんだよって、いうように選択肢を広げたほうが、場合によっては精神的に落ち着いて考えられるという生徒もいると思ひますので、少し何らかの形で盛り込ませていただくと考えます。少し検討させていただきたいと思ひます。

(委員)

わかりました。

(委員長)

他、いかがでしょうか。

(委員)

すいません、よろしいでしょうか。まず確認ですけれども、資料1の2ページ、3ページとそのあとに付けるのが、この資料3の一枚ものということですか。

(事務局)

それはまた別です。

(委員)

わかりました。そうしたら、この資料3のところで、「県立高等学校に入学される生徒の皆様へ」というこの資料、とってもわかりやすくいいと思うのですが、相談先の紹介ですけれども、一番に友達や家族のことで困っているときはと、これも一つの例示として、だと思えますけれども、24時間子供SOSダイヤルとあります。これは割と低学年、小中学生が対象の年齢だと私は理解していたんですけど、そこは、どうですか。思春期の高校生の対応は可能な機関ですか。

(事務局)

この実施主体は、昼間の相談電話は子ども・青少年局、夜のナイトダイヤルの方は、私ども生徒指導・いじめ対策支援室の方で運営しております。子どもたちには相談電話のカードを小・中・高・特別支援学校を含めて配っておりますので、実際には高校生の電話対応も結構あります。また、保護者の方が子育てのことで相談されてくるというケースもあります。

(委員)

ありがとうございます。あと、この連絡先では、相談先が二つ目の黒丸になっているのですが、これは何か追記しようとしているのですか。

(事務局)

他にもこのいじめ対策支援室が連携しているところ、あるいはまた市町の方が実施されているような機関なども、盛り込んでいこうかと考えております。ただ、市町においてはその居住地の市町によって、非常に対応が異なるところもありますので、どのような形が一番よいのか、現在、検討しているところでございます。

(委員)

ありがとうございます。もし、追記されるとしたらなのですけれども、やはりコロナ禍のもとで在宅勤務等々、あるいは失職等々で、御家族共々家におられる高校生が、家庭でいる時間が長くなっていると思うのですけれども、特に心配なのは女子生徒が受ける可能性のあるDVに対応が必要であると思うが、滋賀県はDV対応、その相談窓口、上村先生がされているところですが、少しその女子生徒に対する配慮だと思いますが、特にその性暴力の被害の窓口的などを例示されてもよいと思うのですね。先日、NHKのローカル、「おうみ発845」で結構時間割いて相談の場面が紹介されていたのですけれども、やはりDVとか性暴力とか、望まれない妊娠とかありうるので、そのあたりがこう、子どものSOSが掛けづらい可能性もあるので少し配慮いただいたらと思います。

(事務局)

それについては確認させていただいて、関係機関と了解も取りながら対応させていただこうと考えております。

(委員長)

ありがとうございます。

そのような市町の相談先も盛り込めたらよいというお話があったのですけれども、小中学校はね、大津市立の小中学校とか、地区が分かれていると思うのでいいのですけれども、高校はなかなか全県から来たりするので、どう整理するのかなあと思ったのですけど。お任せします。

(事務局)

実際には、まだ確認がとれていないので、ここにはまだ書かせてもらっていないのですが、現実問題として、中途退学をしていく生徒については、本人とか保護者の同意のもとで少年センターとか「あすくる」という自立支援、就労支援のフォローしていただけるようなところに紹介するという場合もありますので、そのあたりも今後関係機関の了解が得られるようでしたら、盛り込んでいけたらと、現時点では思っております。

(委員長)

はい。その他、いかがでしょうか。

(委員)

すいません、細かなことで。四角で囲んだ三番目なのですが、「非行や就労等で困っている時は…」というのがあります。非行で困って、本人が困るのか、学校が困るのか、家庭が困るのか。非行の問題と就労の問題と、そのあたりすごく違和感があるのですけれど、どうでしょうね。

(事務局)

検討させていただきます。

(委員長)

委員、何かございませんか。もしあれば。

(委員)

ありがとうございます。御説明いただいた通り、このようなことが県全体として進んでいけば、あるいは適切な対応がしっかり、室長の御挨拶にありましたように、組織的にきちっと対応できるのではないかとより強く実感しております。あと中途退学等ですね、それでも追っていくのがいわゆるネットいじめです。委員がおっしゃった転学なんかも含めてですね、いじめが現実の中で起こっているところ、プラスいわゆるネットの中でのいじめの場合や直接相対さなくても、ネットを通していじめがさらに継続していくということがありうることなので、あるいは私はそういうところもふまえていかなないところを、非常に強く、説明を聞かせていただきながら、実感しました。いわゆる非常に見えにくいいじめ、さらにその中でも、ネットいじめの対応というのはきちんと、今回の事案でもありましたけれども、ネットいじめにどう対応してくかということ、常に我々考えながら、こういうこともしっかりと進めていかなないといけないのかなと勘案して実感をさせていただきました。いろんな全体としての対応できているなど聞かせていただきました。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。何か、今の点についてありますか。

(事務局)

ネットいじめについては、やはりかなり子どもたちの間では広がっているということも考えられますので、多くの学校で講師を呼んで啓発とかいろいろ苦勞されているところですが、またいろいろと御意見も聞かせていただきながら、参考にして対策に役立てていきたいというように考えて思っております。

(委員長)

はい。ありがとうございます。

私から、5ページのところ、ちょうど中ほどで(1)①の対応の三つ目の黒丸の中で、「家庭での学習習慣を見つけさせるためのマニュアル…」これはこれであってますか。「身に付ける」ではないですか。

(事務局)

そうですね。そうですね。「身に付ける」ですね。すいません。

(委員長)

他は別にガイドラインとしては、こんな感じでいいのかなと思って、私は見ていたのですが、ガイドラインに書かれているからやります、こうなさいと言われたからしますというのではなくて、そのやり方というか、ちゃんと信頼関係、このことをみんながやっていく、その中で信頼関係しっかり作っていくとかそのやり方のところをしっかりとやっていただけるといいのかなと思って、読ませていただきました。そういう意味では、例えば警察等との連携ということとかも書いていただいているのですが、先生方はそんな警察との連携になれておられる学校ってそんなに多くないと思うので、連携したのはいいけれどそのあと、もし、それがもとでもめたりしたら先生の手の届かないないところになってしまうみたいなことになると、もう本当に学校に裏切られたみたいになってしまいかねないので連携するという意味ではちゃんとその手順がどうなっていくのかっていうところまでちゃんと知ったうえで動いていただくのがいいのかなというふうに思いました。大事になってから連携すると身柄を取られてしまって大変なことになるので、もう少し手前のところで注意してもらって、ちょっと危険だなと本人が気付くくらいのところで動いていただくのがいいのかなと思います。ガイドラインについては、私は、申し上げるところは他にないのですが。そのあとにいろいろ資料を付けていただいているのを見て、「不登校児童生徒への対応について」という教職員向けのリーフレットですかね、小学校の不登校、在籍率がかなり高いということが書いてあって、その小中学校の時にかなり長期間不登校になっていた子が高校にどのくらいぐらい進学しているのか、ちょっと私はわかりませんが、もしそういう子が上がってきて高校になってから新たに対応するといったって、すごく限界があるのだろうかあとと思って、本当はもっと手前の小中学校のところでできることがいろいろあるのではないかと感じています。小中学校を見ていても本当に不登校の子、これ見てたらだいたい年間400人ぐらい県内で不登校の小学生がいるようなグラフになっているのかな。どんなカウントをしているのかわからないですけども、保健室に行っている子がカウントされているのかとか、何日ぐらい不登校の子がカウントされているのかとかかわからないですけど、なんか感覚的にはもっといるような気がしていて、しかもかなり長期に渡っている子もいるなあとという気がしているので、本当にそういう子に、なってしまっからの対応と、なりそうな子に対して丁寧に対応、本当に小学校の時点で、早め早めの対応をしていくことが後々に大事なのではないかなあとと思うんですけど、それをやろうと思うと人手が足りないみたいな話が出てきちゃうので、でも、小中学校も人事は主に県がやってるはずなので、市町で加配できるのなんて限りがありますので、県として本当は小中学校のところもしっかり対応していただくのが、大事なんじゃないかなということをおもっています。予算に大きく関わって、そんな簡単に動かないはわかる

のですけども、でも結局そこをしっかりとやるかどうかののちに影響があるとしたらそこでやっておかないことが結局、社会的にはなかなか適応出来なくて、生活保護になってとかってやっていったらその損失自体はやはり大きいので、長い目で見たら教員1人増やす方がよっぽど経済的なんじゃないかと思うのですよ、別にお金だけのいやらしい話をつもりはないのですけど、ちょっと本気でもっと取り組んでほしいなと思います。

(委員)

失礼します。今、委員長おっしゃったように、小中学校の不登校要因、不登校児童対応、あと、もう一つ私気になっているのは3ページの(3)の中途退後の学校の対応ですね。これは概要版なので仕方がないのですけども、一行あるんですね。以前からの会議で事務局から中退後の生徒に学校として連絡を努力をとることの難しさをおっしゃって。私も今、学校で働いているのでそこはすごく、よく理解できます。ただ滋賀県内の中途退学生徒数を見ますと、低い数字で推移しているっていうことを思うと、むしろその教育委員会の中に、中途退学の生徒対応の部署といいますか、対応職員を配置する部署をつくっていただいて、これを言いますとまた予算のことが絡んで来るかもしれませんが、もうちょっと幅広く、滋賀県における中途退学生徒対応部局のセンターみたいのを作って、いわゆる学校を超えたところで、滋賀県としてその青少年の育成をどのようにしていくか、例えばその若者のサポートセンターとか、ハローワークにつなぐとか、そういったことは可能だと思うのです。なので必要に応じて連絡をとるっていうことの限界を今までも事務局から聴いておりますし、実際そうだと思うんですよ。また中途退学した生徒にも学校から、電話がかかってきても居ないとかそういう感情のもつれもある可能性もあるので、そのあたりもう少しちょっとこの委員会提案からちょっと外れてしまうかもしれないかもしれませんが、学校の対応と書くのであれば、少し将来的にそういう、事務局も必要だっていう議論をする必要があるかなと思う。これは出口のお話です。すいません、委員長よろしくお願いします。

(委員長)

ありがとうございます。

(事務局)

すいません。教員の増員ということについては担当の部署ではございませんので、この場では申し上げることは難しいです。今、委員からお話をいただいた、中退した後の生徒のフォローは、ケースバイケースで、例えば、保護者も本人も連絡してくれることを歓迎される場合とか、割とそういうことを受け入れられる場合については、別に個人的だとかそういうことを関係なくできる部分もあると思いますが、一律には難しいところがあります。ただ県でも、不登校・引きこもりというのが非常に大きな問題というふうにとらえまして、市町との連携が非常に重要であるということから、現在、県と市町との間でそういう生徒の健全育成、社会的自立に向けて、連絡・情報共有がもう少しスムーズにできるための取組を進めておりまして、今年度まだ決定とまではなってはおりませんが、最終的に、現時点で希望される市町との間で協定等を結ぶような、そういう子どもたちを救うための連携をさらに進めていこうとやっています。例えばその中で中途退学が危ぶまれる生徒ですとか、中途退学してしまった生徒について、本来的にはもうなかなか県の関わ

りというのは難しいところがあるんですが、居住地の市町と連携しながら、市町の福祉機関であるとか、就労等の支援をされる部署とか、そういうところにつながりながら、フォローをできるだけ協力してやっていこう形で全県的に進めていければということで取り組んでいます。

(委員長)

ありがとうございます。

あと、ガイドラインにはなかなか盛り込めないのかもしれませんが、不登校の問題もこの時代ですからオンラインの活用とかも積極的に取り入れるべき時代なんじゃないかなと思います。今日の会議もオンラインでもいいのではないかと私は思ってたんですけど、ちょっと難しそうだったので、それが難しかったら学校のオンライン化なんてまだほど遠いのかななんて思ったりしていますけど、今やらずにいつやるんだという感じがしますので、積極的に御検討いただければと思います。

ガイドラインの関係、他ありませんか。中途退学防止のガイドラインについては、このような方向で進めていただくということで次に進みたいと思います。

(事務局)

今いろいろと御意見いただきましたことをもとに参考にしながら、最終的にはできるだけ早く完成させて、学校の方に提示し、委員長におっしゃっていただきましたように、実際に実践していく。あくまでこれは整理ですので、これで頭の中を整理しながら、実際に対応していく先生方に浸透するように魂を込めて進めてまいります。よろしく願います。

(委員長)

はい。

(委員)

ガイドラインの方中心になるんですけども、委員がおっしゃったように、いかに子どもたちの相談する力、それを育てていくかという、非常に大事なことだと思います。いかに誰かにどこかにつなげていくかという、そういった意味でいじめの問題、不登校の問題、中途退学も含めて、他者に相談できる力というのを、いわゆる援助要請する力、これを例えばその子どもたちの授業の中では、子どもの教育としてのアサーショントレーニングとか、しずかちゃんのような自己表現ができるといいねとかですね。環境としては相談しやすい敷居の低さというのですか、そういうところもいわゆるきちんと作っていかないといけないと思います。今、それは大きな課題だと思うんです。もめてる人間関係にしても、そのもめてる人間関係から離れる力というのですか。そして離れてもまた別の人間関係が自分の居場所のあるような人間関係、何らかの人間関係を作っておいてあげないといけないだろうし、そこで、「心の教育」の実践とか、例えば、「構成的グループエンカウンター」で人間関係づくりをするとか、そういうところは教員研修で補う。室長とか主幹がおっしゃっていたような組織対応に準じる中で、きちんと研修体制を充実させていくとかそういうところをしっかりと進めていかないと、なかなか当の本人は、逃げ場がないような状況にあるので、本当に実効性のある対応をガイドラインに盛り込んでいく必要があるんじゃないかなというふうに感じました。関連して述べました。

(委員長)

私もよく小中学校とかいじめ予防授業に行くと、「本当につらいことがあったら、逃げていいんだよ。それは別に、格好悪いことでもないし卑怯なことでもないし、それは権利なんだよ。」という話をするのですが。私たちはそういう話がしやすいのですが、不登校対応の中に「不登校していいよ。」とメッセージとして、なかなかメッセージとして多分入れずらいし、難しいですよ。なので、たぶんそういう第三者を呼んで人権教育とかいろいろな教育をする中で、外の人に言ってもらう機会をいろいろ作っていくっていうのも一つのやり方かなと、今聞きながら思いました。

(事務局)

委員も委員長もおっしゃっていただいたように、援助希求能力というのは非常に重要なことで、援助を求めたりSOSを出す力というのが、県教委としても大事な視点だなというように思いますので、何らかの形でこの中にまた盛り込んでいきたいというように思っております。ありがとうございました。

◆次第5 議題2「いじめに関する効果的なアンケートの実施について」

(委員長)

はい。それでは、次の議題にいかせていただいてよろしいですかね。それでは、議題2の「いじめに関する効果的なアンケートの実施について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。それではいじめに関する効果的なアンケートの実施について、説明に移りたいと思います。資料中21ページから24ページまでが議題2の資料となります。この資料につきましては、委員からいただいておりますので、説明について委員からお願いしたいと思っております。委員長よろしく申し上げます。

(委員長)

それでは、委員の方からお願いできますか。

(委員)

失礼いたします。先ほど、資料中11ページの「アンケート調査について」のところに、6項目上がっております。全員の教員で事前に確認するとか、選択肢の4件法とか、このようなところもふまえているアンケートというふうに御理解いただけたらと思います。まず21ページなんですけれども、実際に使っているアンケートです。「アンケートの実施目的の明示」ということで、この中では「④いじめの定義の説明」ということではいじめ防止対策推進法の第2条のことを関連してたり、あるいは、「⑤無記名アンケートで早期発見：実態指導対象の特定が必要」を正確に把握するという、それから、6番目の「⑥の信頼性・妥当性に基づくアンケート実施」ということでは、実際、信頼性・妥当性をクリアしてるようなこれちょっと予算を組まないといけないんですけど、「hyper-QU」であったりあるいは「i-check」であったり、こういったところはもう市販されているいじめの早期発見のアンケートは、実際にあります。いろいろアンケートも工夫もなされてきて出されてきた。例えばアンケートの回収は、子どもたちが後から集めるのではなく、教師が回収したりとか、裏にアンケートの項目が写ってしまい、回収するときちらちらと見えてしまったりするので、アンケートの裏面に質問項目を書かないで、二つ折にす

るようなアンケートにするとか、いろんな工夫があちこちでされてきています。それから、7番目は、「⑦指導につなげるアンケート実施」ということで、徹底してなされた場合は、記名式でもいいというふうなことで、実施されたりしているところもあります。それから、最後に「⑧実施目的・いじめの定義の理解（真剣に向き合わせる）」という、こういったところですね、教師が目的の説明の中で、すべてその辺のところも、狙いや目的をしっかりと子どもたちに語れるやり取りも大事なことだと思っております。「2 実施上の留意点」のところですね、「いじめ」という言葉を使わず…」と書かせていただいておりますが、「生活アンケート」であったり、「学校生活アンケート」であったりこういうところも工夫を凝らし、その内容に「ストレスチェック」を入れたり、あるいはストレスは睡眠と食事に出ますので、「食事」と「睡眠」に関係ある内容をたずねたりします。実際に指導にすぐに結びつけるために、具体的に時期と場所を問うという、あるいは、それを面談につなげる場合は、あまり詳しく尋ねないで、面談につないで面談の中で確認していくという方法もとられていたりしています。③のところは「③アンケート実施前に事前指導をしっかりと行う」ということで例を挙げてます。「いじめをなくすということは、皆さんや先生、おうちの方々の大きな願いです。」ということを書かせていただいております。例として。それから自由記述欄については、「その他、直接先生に伝えたいことはありますか。⇒はい・いいえ」とし、回答に時間をかけ過ぎないように配慮をする。」「⑤アンケート回収は、…教師が回収する。」(3) アンケート実施後、面接あるいは面談に結び付ける。委員長もいつも力説されておられますけども、①危機管理のところの最後のところですね、「全力であなたを守る」とか、「いつでも相談にのる」と、こういったところを強く伝える。次に「②…人としていじめは絶対に許されないものであるということ、私メッセージ」として児童生徒に強く伝える。」と。あと2つほど、細かいところはそれ以下に書かせていただいております。具体的には次の22ページですね。実態に応じて、こういう内容も22ページの内容を盛り込んだりするのですが、これはあのいわゆる文部科学省の（問題行動調査のいじめの態様）が言っているその他含んで9項目です。指導に結び付けるということで、「いつごろ〔 〕どこで〔 〕」ということも出ています。「A：されたことがある B：見たり聞いたりした C：されたこと、見たこと、聞いたことはない」AとBの場合はいつ、どこでと、具体的に尋ねる。何月何日から何月何日のことをについて尋ねますと、より具体的な実態として把握できる。23ページでも確認できますが、これはいわゆる「生活アンケート」であったり「学校生活アンケート」といったりする内容で実施するものです。これは最初の4行、5行が目的になります。「Ⅰ 最近の体調について」ストレスチェックも含めてですね、睡眠、食欲、体調、よりストレスの具体的なものも、尋ねたりする場合は、ストレスチェックなんかもありますので、その辺のところも、参考にされてもいいと思っております。二つ目「Ⅱ 最近の学級・学校生活について〔該当する数字に○印をつけてください。〕」10項目で「【満足している】から【不満である】」ということで、学校生活の様子を把握する。それから3番目、「Ⅲ 最近あなた自身が頑張っていることや熱中していることについて教えてください。」結構、長文で書いた場合、時間をかけているので、いじめについて書いているのではないかと、疑われることがある。ところがこういうふうになると、ポジティブな面も書いているんだということで、時間がかかっても違

和感がない。それから4番目、「Ⅳ 最近困っていることや気になっていることについて教えてください。」これがその他、含めて9項目、部活動とか実際、いじめのことも項目として入れています。それから5番目に「Ⅴ Ⅲの問いで、○印を付けたことについて書ける範囲で教えてください。」あの、複数回答可の部分ですので、自由記述で、詳細を求めているというところ。6番目「Ⅵ 最近、困っていることや気になっていることについて、誰かに相談したいですか。」先ほど申し上げましたような、援助要請行動に結び付ける文です。「1 相談したい 2 今は相談しなくてもいい 3 特に困っていない」で、1に丸印をつけたりするだけ。「Ⅶ Ⅵの問いで【1 相談したい】に○印を付けた人だけ以下に教えてください。」学級担任から養護教諭。「Ⅷ その他、直接先生に伝えたいことがありますか⇒1 はい ・ 2 いいえ」で面接・面談に結びつける、はい、いいえというふうにしています。アンケートそのものは、いじめの予防する効果があるということで、「○次回実施予定日は○月○日 です。」という、教師が回収まで、待ちなさいということで、実際やってはいただいていますけども、また、こういう形のものを、参考にしていただいたということで、提示させていただきました。

(委員長)

ありがとうございました。何か今の説明について、御質問とか御意見とかありますでしょうか。

(委員)

何点かあるのですけれど、一つずつ、聴いていきます。1番、アンケート実施目的、いうところの⑤なんですけれど、「⑤無記名アンケートで早期発見：指導対象の特定が必要」とあるのですけども、無記名だけでも番号をつけておくとか、誰が書いたらわかるような工夫はされるのでしょうか。

(委員)

非常に大事なポイントになります。教師が回収するというので、ある程度の把握は可能でもありますし、番号は書かせての無記名での実施もされている。ただ、本当の実態を把握するためには、番号も振らない。回収するときに、ある程度順番に把握できるような回収の仕方、そういうところを教師側が工夫もされたりはしています。これはアンケート実施のポイントになるところでもあります。ありがとうございました。

(委員)

2点目なのですが、実施上の留意点の「①「いじめ」という言葉を使わず、具体的な行為を問う」とあるのですが、一方、「2 実施上の留意点」の「③アンケート実施前に事前指導をしっかりと行う」で、その例として、「いじめをなくすことは、皆さんや先生、おうちの方々の大きな願いです。」と書いてあるのですけれども、結局のところ、「いじめ」という言葉を使うのか使わないか、あるいはこのアンケートはいじめのアンケートであるということは、生徒に知らせるのか、その辺りどうなってるのでしょうか。

(委員)

これも非常に大事なところで、例として挙げていますのは「いじめアンケート」ということを明示した形のアンケートの場合です。①のところは、いわゆる例として上げて、以下に挙げていますような「生活アンケート」とか、あるいは「学校生活アンケート」のよ

うな「いじめ」の言葉が、実際に○をすることで1項目いじめがあるぐらゐの表示にしていますので、そこは実施校によって工夫を凝らしていただくという意図での提示になっております。そこは実施校で、事前によく協議し、共通理解しておかないといけない点であると思います。③のところは、非常に子どもたちは真剣にこのいじめ問題に取り組むということの姿勢を、心構えをさせるための例を挙げていますので、結構強めの文言を例としてあげさせていただきました。これは①のほうはいわゆるストレスチェックであったり睡眠とか食事の中で何かそれ以外のことで困ったことがあるのだったらそこで把握していくという、それがが①です。委員、細かく見ていただきましてありがとうございます。

(委員)

3番目、その後「アンケートの結果を面談に結び付ける」というところ①ですけれども、「危機介入をする」というところに、「教師はいじめを許さない姿勢を毅然とした態度で児童生徒に伝え」云々とありますけど、これが非常に大事なところだと思います。アンケートの直前に伝えても「本当にそうかな」と思うから、日頃から伝えていくことが大切だと思ひまして、先生が本気でいじめの問題に取り組んでいると思えることは生徒にとって、大きく精神的な意味があると思うのですよね。先生が本気で取り組んでいたら、多くの善良な生徒たちは全部先生について立ち向かっていこうという気持ちになると思ひますし、先生が本気でないとしたら「関わらないでおこうか」という風になると思うのですよね。全然話が違ひますが、例えば先生たちが大変な学校に赴任した時のことを想像してほしいのですが、大変な学校に赴任しても職員同士協力してやっいていこうというような雰囲気のあるところだったら、頑張れると思うのですよね。でもそういう雰囲気がないところを想像してほしいんですよ。この話は思ひ付きでしてゐるのではなくて、僕もこういう仕事をしているので、鬱になって通院してゐる学校の先生のことをたくさん見ているのですが、複数の先生が同じことをおっしゃるのですよ。「前の学校は大変だったけれど、教師全体で協力してやっいていこうという雰囲気があったから、なんとかやっいてこられた。今の学校はそういう雰囲気がないから辛い。」僕はこれすごく大事だなと思ひて校長先生が話を聴きに來られた時にその話をさせてもらいました。させてもらったことがあるのですけど、それを生徒たちに置き換へたら、荒れた学校であっても、先生が本気で立ち向かっていると思ひたら善良な生徒たちはみんな知らんぷりせずに立ち向かうと思うのですよね。ここはすごく大事なことで、アンケートの時ではなくて、学年が変わったと時に、「先生はいじめを絶対に許さない」と、本気で思ひていないと生徒は見抜きますから、本気でそう思ひていただいて伝えていただくことが必要なというふうに思ひます。

(委員長)

ありがとうございます。

(委員)

よろしいですか。委員のシートだけでもポイントを押さえたアンケートで、答えやすいなと思ひました。なおかつ、単にアンケート調査だけじゃなくてそのあとにつながるような、そういう道筋も見えていて、本当に項目立てとか、アンケートってつい、いろいろ聞きたくなるのですけれど、そこを絞ってくださったなと思ひます。その上で一つ気になったのですけれども、これはあの、担任の教師、教員が実施するっていう想定ですよね。

(委員)

そうです。

(委員)

いじめ問題。どうしてもその部活がらみのいじめがあると思うのですね。むしろそちらがすごく、よりシビアだったり、本人が悩んでいたり。クラブの担任の教員、クラス担任だけではなく部活のその指導者。それが顧問なのかどういう名称で呼ばれているか、わからないのですが、生徒たちのクラブ活動に対して責任を持つ立場の、それが学級担任じゃないにしても、部活動にも一つこう切り込んでいけるような手立てでこのアンケートを活用できればというふうに思っています。今のところないですか、部活の責任者、教員なのかあるいは部外の顧問か、学外の顧問なのであるのか、何かそこに切り込まないといじめ問題が繰り返す気がするんですね。学級内ではおさまっていても、部活でいろいろこう出てきているので。すいません、もし事務局でそのあたりでお願いできれば。

(委員長)

事務局お願いします。

(事務局)

ありがとうございます。部活動でもアンケート調査ということですけど、文部科学省のいわゆる問題行動調査に基づいて、学校でどのようにアンケートを実施していますか、学期に1回以上実施していますか、年何回実施していますかというようなことを確認をしているんですが、部活動でやっているかどうかということの確認していません。実態としても聞いている中では、部活動の中のいじめを調査するってというようなことを組織的に実施している例は承知していません。非常に新しい御意見、貴重な御意見として聞かせていただきました。教育委員会にいじめは全件報告をいただきますので、私たちが、まず最初に、学校で発生したとき聞かせていただいている中でも、部活動の場面でいじめが起こるといのは、県立高等学校では多いところですし、非常に貴重な御意見ですし、そのあたりのことを各学校に返していけたらなと今聞かせていただいております。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。

(委員)

委員に、違った視点で御指摘いただいたと思います。23ページのIV番目の9項目挙げている中に、2番目に部活動を上げさせていただいて、そうですねこの後の展開として、委員がおっしゃったような、担任と部活動担当、それと事務局のおっしゃっていた、生徒指導担当とか、教育相談担当とか、その今後その連携しながらまた対応していくところをむすびついていけるのかなあということ、またそういう連携に結び付けないといけないんじゃないかなというふうなことを、その本気度というのですか、関係資料を学校側が紛失したという事案がありましたけども、もう本当にそんなことも絶対にあってはならないし、どれだけ真剣に担任があるいは関連する教員が向き合っているかということ、これは本当に問われるところだと思いますので、アンケート、先ほど委員がおっしゃったように、常日頃からこういういじめ問題は絶対許さないという思いを、強く持って当たら

ないといけない。その一環としてのアンケートなのだという、そういうところは非常に大事なところなんじゃないのかなということ。あらためて実感させていただきました。ありがとうございます。

(委員長)

ありがとうございます。

私からもちょっと一つ教えていただきたいんですけど。21ページの、先ほど出ていた無記名アンケートで早期発見というところで、私はこれを読んでイメージしたのは、今朝こんなことがあって、でもみんな事実が違っていて何があったのかわからないというふうになった時に、生徒からちゃんと聞いてほしいと言われたときに、最近、中学校とかだったら、じゃあ、今からアンケート取るからと言って授業をつぶして、白紙の紙を配って、今朝あったことでなんか見聞きしたことを覚えてることあったらなんでも書いてとって、無記名でぱっと回収して、というのを結構やっておられると思うんですけど、そういうイメージなのかなと思ったんですけど、そんなのはまた違う話なんですか。

(委員)

今、委員長おっしゃったような喫緊というような急を要する場合もあろうかと思しますので、そんな場合はそういう対応が出てくるようなこともあるように思いますし、結構これはあの定期的実施する場合やっていたように思うので、委員がおっしゃったような、次のステップに結びつけるような、段階をイメージしたものですので、だから、いろんな場面を想定して、それから、委員長がおっしゃったようなそういう今、早急に対応しないといけないような場合にアンケート実施、それから、先ほど委員がおっしゃったような部活動内でも、結構特定した形の実際今回も部活動内の聴き取りも、実際進めていただいたのですが、そういういろんな場合を想定しながらのシミュレーションした形のアンケートを今後ますます我々、工夫しておかないといけないんじゃないかなというふうに思います。この分は定期的なものとしてイメージしていただければいいかなと思いますので、非常によい御示唆いただきましてありがとうございます。

(委員長)

最近、学校はすごいと思うのでね。一昔前だったら、その他みんなにアンケートを取るって、それだけでもすごくハードルの高い話とおられたと思うのですが、何か最近、ぱっとされるので生徒もちゃんとやってもらったという安心感があって、なんか丸く収まっていくというか安心につながっているのを感じているところです。なので、高校がどんな対応をされているのか少しわからないのですが、中学校でそういうことに生徒たちが慣れているとしたら、高校でも、そんなのなんか聞いたら大事になるってそんな風に思う必要もなく、生徒たち慣れているからもう、何かあったら、気軽にもっとどんどんみんな聞いてくださいよと言えるようになってきているのかなという風にちょっと感じているところでした。

(事務局)

事務局で把握しているところで言いますと、今年度、暴力的ないじめが発生したところの報告を聞いておりましても、すぐに全校アンケートを実施して、目撃者を発見し、聴き取り調査によってどんなことがあったのかというのを明確にした例もあります。平成25

年の法制定から小、中学校から十分に指導していただいている、その子たちが高等学校まで来ていますので、今の委員長の御感想のような形で、だんだんと高等学校でも、法に基づいたアンケート調査というのは、進んでいるところかなというように思っています。

(委員長)

ありがとうございました。アンケートが形骸化しないように、いろんな形のアンケートをうまく組合せながらやっていくということが必要なのかなと思います。

(委員)

アンケートは、確かに実態調査っていう意味もあるのですが、一方で啓発的な側面があるので、例えばですけども、この資料3とかと一緒に生徒に配布したりとか、学校側としたら実態を知りたいんですけども、一方で、もし困っていたらこういうところに相談できるよ、というインフォメーションの場でもあり、おそらく入学の時点でこういうペーパーをもらっていても、学校生活の中で急に困ったときにいろいろその場で検索しても、そこは信頼できる相談者かどうかというのと割とわかりづらいですね。何か広告と情報が錯綜してレビューに載っているからわかりづらいですね。だからその情報提供の場になるようなアンケートが必要かなと思いました。

(委員長)

はい。ありがとうございます。

(事務局)

入学式のときに、保護者や生徒にいじめについて訴えをする窓口が学校にあることを伝えるようにということは、学校に対して伝えているところですが、まだまだやはり伝えきれてないとも思いますので、今も御意見をいただきましたことなど強調してお伝えしていきたいと思っております。

(委員)

入学式の時って大学でもそうなのですが、とって多くのパンフレットがあって、けっこう捨てていく学生もいたりして、玉石混合的なコマーシャルベースのパンフレットもありますし、その辺りでこう、入学式とか学期初めに限定せずとも、なんかそういう広報が大事なのかと思いました。

(委員長)

大津市の市教委ではこの名刺サイズの相談ダイヤルを掲載したカードをしょっちゅう配っておられて、子どもとかも結構持っていて、「ここに相談したらいいんやな」と、ちゃんとわかっているの、それぐらい徹底して啓発したら浸透していくんだなあと思いました。

(委員)

例えば先ほど申しました、性暴力被害とかデートDVなんかもそうなのですが、大津市役所の女子トイレとか、おいてあるんですね。名刺サイズのカードがトイレとか、市役所の洗面台のところに置いてあって、それをすごく有効な情報提供だと思うんですね。何かトイレで一人になった時にもらおうと思ったりするときがあると思うんですね。なんか、県庁の廊下に啓発ポスターが貼ってあるんですけど、そこに立ち止まって見る勇気って、そういいながらちょっと早く着いたので廊下をうろうろしていたんですが、そこ

に長く立ち止まって見ていることが、そのこと自体がどのようにみられるのってやっぱり思うんですよね。なので小学校、大津市がしているということ、あるいは女性の相談を工夫して、やってらっしゃるということだと思います。

(委員長)

いろんな工夫をしていただけるといいかなと思います。

(委員)

先ほどの、中途退学の防止とも関連するんですけれども、今委員がおっしゃったみたいに大学生の約3%が、退学するんです。今。先日私あの、1年の途中で大学を退学した子の結婚式に行ってきましたね。先ほど委員がおっしゃったように、このいじめ問題というのはほんとに「教育は人なり」で、本当に教師の本気度が問われるように思うんです。こういうアンケートにしても、ほんとうに事務局がよく言われるのですが、魂をこめてというかも、教育者としての向き合い方がなかったら、教師はどんなような思いで子どもたちに向き合うか、正に命の教育の視点というのですかね。その子と3年間の付き合いでなしに、その子の人生そのものと向き合いがあれば、卒業してからもその卒後のやり取りが続いたりとか、おそらく教員研修をやればいいというんじゃなしに、本当の意味で教師としてのあり方というのですかね、カウンセリングマインド研修だったり、本当に生徒一人一人にどう向き合うか、あるいは学級経営研修でもいいと思うのです。本当に、その子にとってどれだけ追い詰められて、自死に至ったのかとか、あるいはどれだけ辛い思いをしたのかという風なこともですね、研修の中で、本当に先生方一人一人に、子どもたち一人一人に真剣に向き合っていただくというような構え、心構えを持っていただくような研修のあり方が、やっぱり大事なんじゃないかなあというふうなことを思いますね。このたびの事案の場合も、委員長中心に調査を進めていただく中で、やっぱりそういう命の教育であったり、教育は人なり、そこまでの部分を、教師の在り方いうのですかね。そんなところが本当に問われているんじゃないかなあということ、すごく、実感したようなことです。反省、今大学で学級担任をしてるのですけれど反省することばかりなんですけど、何か非常に大事な、今回たくさんの示唆をいただいたなというふうなことも思いました。

(委員長)

また何かあれば、その都度、個別に、事務局の方にお伝えいただければいいかなと思います。他に何かありますか。

(事務局)

ありがとうございます。このような時期ですので短時間でまとめていただいてありがたいです。短い時間の中で、いろいろたくさんの御示唆をいただきました。県立学校に本日いただいた資料を基に例としてアンケートを示していく予定ですが、各学校とも特長・特色を持っていますから、各校で考えてもらうというのが重要だと考えております。本日いただいたことでこのようなことがポイントが大事ですよというものを学校に啓発して、それがどのように行われているのか次年度確認していく形で、より実効的ないじめアンケートになるように進めてまいりたいと考えております。貴重な意見、御意見賜りましたこと、お礼申し上げます。ありがとうございました。

◆次第6 閉会

(委員長)

ありがとうございました。

議事は以上となりますが、他に何かありますか。無いようでしたら、最後に本日の委員会の議事録についてですが、議題1、2に関して、議事録(案)を作成し、皆様にも確認いただいたうえで、公表させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これで「令和2年度第2回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」の審議を終了いたします。委員の皆様には、議事運営に御協力いただきありがとうございました。

ここで進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

本日は本当に熱心に御議論をいただきありがとうございました。たくさんの御意見いただいて、例えば委員に言っていたような先生の姿勢のこと、委員も強調されておられましたけれども、これには我々も全く同感であります。同じアンケートをするにしても配り方一つで全然変わってきます。本当にそれは普段のかかわりの中のことですし、本当に大事な視点でありますし、委員がおっしゃった部活の場面のアンケートは、今までは、部活動で何かがあった時には、部活動内で調査するということがあったのですが、普段・通常・日常の中では、学級の間であるのだという固定観念がありました。学校の日常を考えると、いじめの間というのは部活動の間でもかなりあるので、そういう意味からいうと最初から部活動で定例の中で調査する、当然その時には部活の顧問の姿勢というのが問われますので、そういう意味でいうと本当に新たな視点として、私自身、本当にこれはすごいヒントをいただいたなというふうに思いました。そういったことも含めて、教えていただいた御意見、これをもとに、中途退学のガイドラインはできる限り早急に、それからいじめのアンケートはいくつかの例を示しながら、それよりも、その在り方ですね、進め方そういったことを、協調する形で、各学校に啓発してまいりたいと思います。本当に本日はありがとうございました。